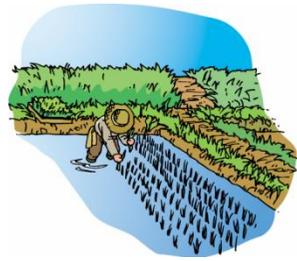


特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り



連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>

## 「コンプライアンス違反」で倒産する企業の特徴

### ◆増加する“コンプライアンス違反倒産”

粉飾決算や脱税、偽装などのコンプライアンス違反は、今や企業の存続すら危うくしてしまう可能性のある重大事項となっています。

先日、帝国データバンクから、コンプライアンス違反が原因で倒産（＝コンプライアンス違反倒産）した企業について調査・分析した結果が発表されました。

この調査は 2005 年度から実施されており、この調査で判明した 2013 年度における「コンプライアンス違反倒産」（負債 1 億円以上の法的整理のみ）は、過去最多の 209 件（2005 年度は 74 件、2012 年度は 200 件）となりました。

### ◆違反の類型別に見ると…

主なコンプライアンス違反の類型は次の通りです。

- (1) 粉飾 (52 件)
- (2) 業法違反 (33 件)
- (3) 資金使途不明 (22 件)

- (4) 不正受給 (17 件)
  - (5) 雇用 (16 件)
- 上記のうち、「不正受給」には助成金や介護報酬などの不正受給が含まれ、「雇用」には主に労働基準法違反が含まれています。

また、業種別に見てみると、上位から「建設業」(56 件)、「サービス業」(43 件)、「製造業」(34 件)、「卸売業」(29 件)、「運輸・通信業」(28 件)の順となっています。

### ◆コンプライアンス違反の影響

コンプライアンス違反は、多額の金銭的影響（課徴金の納付、第三者委員会の調査費用等）がある他、消費者や取引先へ与える影響も多大了。

財務基盤が弱い企業、顧客離れが大量発生した企業については、これらの影響により簡単に倒産することがあり得る時代なのだと言えます。

## 4 月以降の労働・社会

## 保険事務で留意すべき改正点

### ◆労働保険関係

育児休業給付の支給率（休業前の賃金に対する給付割合）が、休業開始後 6 カ月の間は、50%から 67%に引き上げられます。

また、教育訓練給付金が拡充され、厚生労働省の指定講座を受ける場合の支給額が受講費用の 2 割から 4 割に引き上げられ、資格取得等のうえで就職に結びついた場合はさらに受講費用の 2 割を追加支給します。

また、再就職後 6 カ月以上職場に定着することを条件に、離職前の賃金よりも再就職後の賃金が下がった場合には、再就職手当の他に就業促進定着手当（上限あり）が支給されます。

この他、特定理由離職者等の失業等給付の給付日数に関する暫定措置が、3 年間延長されました。

### ◆年金保険・企業年金関係

2014 年度の国民年金保険料は 15,250 円です。

また、2014 年度の年金額は、0.7%引き下げられて

64,400 円となり、4 月分の年金が支給される 6 月から変わります。

さらに、4 月 1 日以降に妻が死亡した父子家庭にも遺族基礎年金が支給されることとなった他、産休期間中の保険料免除制度が 4 月からスタートし、この対象となるのは 4 月 30 日以後に産休が終了する被保険者です。

この他、厚生年金基金制度の原則 10 年後廃止を定めた、いわゆる「厚生年金基金見直し法」が 4 月 1 日より施行されています。

### ◆医療保険関係

3 月末までに 70 歳に達している方を除いて、70～74 歳の方の医療費の窓口負担が本来の 2 割負担となりますが、高額療養費の自己負担限度額については据え置かれることとなります。

また、後期高齢者医療の保険料率が改定され、2014 年度から 2015 年度の保険料額は全国平均で月額 5,668 円（見込）となります。

### ◆介護保険関係

第 2 号被保険者が負担する介護保険料が月額平均 5,273 円（見込）となりますが、実際の保険料額は被保険者の加入する健康保険の種

類によって異なります。

## 今年度の「是正指導・勧告」のポイントとは？

### ◆前年度の申告事案の概要（東京都）

平成 25 年における東京労働局管内の労働基準監督署に対する申告（違反事実の通告）事案の概要が公表されました。

〔申告事案件数〕

申告受理件数は、過去 10 年で最少の 5,051 件まで減少（対前年比：▲592 件、▲10.5%）しましたが、依然として労働基準法に定める最低労働基準の確保に問題が多く認められます。

〔申告内容〕

賃金不払と解雇が全体の多くを占め、賃金不払が 4,210 件（同：▲533 件、▲11.2%）、解雇が 830 件（同：▲93 件、▲10.1%）でした。

〔業種別件数〕

上位から、「商業」(1,232 件)、「接客・娯楽業」(1,031 件)、「その他の事業」(938 件)でした。

東京労働局では、今後の対応として、申告事案については、労働基準法等に違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めているも

のであることから、引き続き申告・相談者が置かれた状況に配慮のうえ、迅速・的確に処理を行うとしています。

### ◆是正指導・勧告のポイントは？

このような状況を受け、東京労働局の平成 26 年度行政運営方針では、賃金不払や解雇等の申告事案について、優先的に監督指導等を実施するとしています。

また、労働条件の確保として、有期契約労働については労働契約締結時の「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」の明示、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく雇止めの予告等について厳しくチェックを行うようです。

また、労働者派遣法の改正に伴い、派遣元・派遣先・職業紹介事業者等に対し、厳正な指導監督を実施するとしています。内容は「日雇派遣の原則禁止」や「マージン率等の情報提供の義務化」、「関係派遣先への派遣割合制限」等が中心のようです。

自社の対応状況について、改めて確認をしておきましょう。

